

## 社会福祉法人 楽生会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 楽生会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等)

第2条 当法人の役員等に対し、次のとおり報酬を支給する。

- 一 理事長 月額 300千円
- 2 役員等が、以下の各号に該当する場合には報酬を支給する。
  - 一 理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合(決議の省略を含む)
  - 二 監事が監査を実施した場合
  - 三 理事長の命を受けて、法人又は施設の運営業務に従事した場合
- 3 報酬は日当として、源泉徴収税額を控除した後に5,000円を支給する。ただし、施設等に從事する常勤の役員等には支給しない。
- 4 役員等に対する報酬総額は別表のとおりとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、以下の各号に該当する場合には費用弁償として2,000円を支給する。ただし、施設等に從事する常勤の役員等には支給しない。

- 一 理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合
- 二 監事が監査を実施した場合
- 三 理事長の命を受けて、法人又は施設の運営業務に従事した場合
- 2 交通費等の実費が、前項の額を超える場合には、その超える額とする。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 別表 (役員等に対する報酬総額)

	報酬総額
理事	4,600千円
監事	400千円
評議員	300千円

### 附 則

- 1 この規程は、平成30年1月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年10月13日から施行する。